

## 成瀬隼人正鷹場

熊澤良嗣 調

江戸幕府は親藩である尾張・紀州・水戸の御三家を指導監督するため家老職5家を定めていた。尾張徳川家に対しては犬山に成瀬家（三万五千石）、美濃に竹腰家（三万石）を置いた。

成瀬隼人正なるせはやとのしょうは犬山城当主成瀬家を表す肩書きである。江戸幕府が定めた家老職であるから絶大な権力を持っていた。

「成瀬隼人正鷹場」とは犬山城主成瀬家の鷹狩場ということだが、成瀬家の領地というわけでもまた鷹狩専用の土地を意味するわけでもない。尾張藩主の鷹狩り場は名古屋から小牧を含む尾張東部にあり、成瀬家の鷹狩り場はそれを除く尾張西部にあったということである。その中には農民が耕す田畑があり森林や沼川もある。人々の生活の場であった。

8代将軍吉宗の時代になって生類憐れみの令が解け鷹狩りが復活した。筆頭家老の成瀬に鷹狩りを勧めたのは尾張藩主だったという話がある。

鷹狩りは稲刈りが終わった頃におこなわれ、農民が獲物の追い出しにかり出されることもあるが、そのとき獲物の鳥が少ないと殿様のご機嫌を損じることになる。だから獲物の数が多くなるように、普段から鳥や餌となる魚の数に留意しなくてはならない。

鷹場の設定にはそういう意味がある。しかし、住民たちも鳥や魚を捕り食用とするので鷹狩り場内の村々は成瀬家に対し一定の運上金を納めることになっていた。

西大海道本郷には成瀬家鷹狩りの折りにお茶所となる御殿屋敷があったという。また、

当地の谷氏祖先は鷹匠であったという言い伝えがある。

一宮市史下巻の「成瀬隼人正鷹場杭」の項には次のことが記されている。

『藩政時代、小折と瀬部を除く丹羽郡一帯の地は成瀬家の鷹場として、その区域内は魚鳥の運上（もとは米などを運んで納めていた租税）については地頭知行地を与えられ租税徴収権をもっていた家臣、ここでは瀬部の阿部家と小折の生駒家地以外は成瀬家へ差し出していた。』

当地は大江川東一帯がその地域に編入されていた。大江川東堤には鷹場の境界杭である石標が建てられていて、「従是東成瀬隼人正鷹場」（ここから東は成瀬家の鷹場である）と刻まれていた。その大きさは五寸角、地上四尺六寸であった。』

また市史西成編の「成瀬隼人正鷹場」の項は更に詳しい。その部分を引用する。

『その地域は延享三年（1746）の尾張国図によれば、阿部領の瀬部及生駒領の小折を除き、東は南北山名小淵より木津・犬山羽根・上野・下野・小口・大屋敷・安良・寄木・東海道・尾崎・木賀・五明・穂積塚本・加納馬場・長安・神野・岩倉・曾根・大山寺・河合・野依・伝法寺に及ぶ幼川以南、西は中下般若より東野・丹羽・両郷寺・印田・多加木・猿海道・吾鬘・外崎・重吉・三井・五日市場に至る範囲内の、空飛ぶ鳥、水に躍る魚を村人が捕獲する租税であって、この区域は成瀬隼人正鷹場と称し、その境界杭として五寸角の石標、地上四尺乃至四尺五寸のものが建てられていた。』

成瀬家は明治の廃藩置県と共に鷹場を返上したが、運上金の制度は維新下の役所にしばらく引き継がれ、村々希望のものに入札させたようだ。

例えば、瀬部村では成瀬家ではなく地頭である阿部家へ上納していたのだが、維新下でほぼ同額で実施された入札は下記の内容であったという。

明治五年六月瀬部村魚鳥運上請負入札額

- 一、般若井筋分水      長五三〇間、幅九尺（島宮村より時之島境まで）  
魚鳥運上      壹ヶ年   拾貳錢
- 一、上記川筋浦通り      長五一 間、幅九尺（河端村より東浅井境まで）  
魚鳥運上      壹ヶ年   参拾錢
- 一、山北池      長四〇間、幅五間二尺（瀬部村内一現下市場新田）  
魚鳥運上      壹ヶ年   拾錢
- 一、瀬部村一村中山川共      但し 壹ヶ年分  
此の運上      貳拾錢

「成瀬隼人正鷹場」の杭はやがて地元の村々において抜き取られた。巡見街道経由で犬山まで送り返そうという動きもあったらしいが、途中でやめとなり、他に転用されたり棄てられたものもあったという。

当時何本あったのか明らかでないが、若年の白山社・時之島の自昌院・浅野公園内には移設されたものが現存している。